

入札公告

条件付き一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和７年５月２８日

群馬県立高崎工業高等学校
校 長 中村 正典

１ 基本情報等

（１）購入物品 平行定規 １式

（２）数量

①平行定規 ４０台

②製図台 ４０台

③製図用椅子 ４０脚

（３）納入場所 群馬県立高崎工業高等学校

機械情報技術科棟３Ｆ 建築課題研究室（納入時に使用できるＥＶあり）

（４）購入物品の特質等 詳細は入札説明書及び仕様書のとおり。

（５）契約方法 総価契約

（６）納入期限 令和７年１０月３１日（金）

（７）入札方法 上記（１）の物品を郵送入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（２）本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第１７０条第２項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

（３）入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５

号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始(以下「手続開始」という。)の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(5) 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。)第170条の2第3項の規定により作成された令和6、7年度物件等購入契約資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であって、等級格付区分がAのものであること。

(6) 物件等購入契約資格者名簿における本社又は委任先営業所の所在地が群馬県内であること。

(7) 当該調達物品の仕様に適合した物品を納入できることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問い合わせ先

〒370-0046 群馬県高崎市江木町700

群馬県立高崎工業高等学校事務室 担当 三上

Mail:mikami-ryou@pref.gunma.lg.jp

電話 027-323-5450

(2) 入札説明書の交付方法

高崎工業高校HPに關係資料を掲載

(3) 入札説明書の交付期間

令和7年5月28日(水)から令和7年6月6日(金)まで。

(4) 入札及び開札の日時

令和7年6月16日(月)午後3時00分

令和7年6月16日(月)正午までに郵送もしくは持参すること。

(5) 入札及び開札の場所

群馬県立高崎工業高等学校 管理教室棟1階中会議室

(6) 入札結果

群馬県立高崎工業高等学校HP上で公表する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和7年6月6日（金）午後5時までに上記3（1）の場所に提出しなければならない。なお入札者は、令和7年6月13日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（4）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

（5）契約書の作成の要否

要

（6）落札者の決定方法

規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

（7）その他

詳細は、入札説明書による。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。